

消費者物価指数平成17年（2005年）基準改定計画

1 基準改定の趣旨

消費者物価指数は、消費構造を基準年のものに固定し、これに要する費用が基準年に比べてどれだけ変化したかによって物価の変動を表しているが、消費構造は新たな財・サービスの出現や嗜好の変化等によって変化するため、基準年を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなる。そのため、基準年を一定の周期で新しくする「基準改定」を行い、指数に採用する品目とそのウエイトなどを定期的に見直しており、昭和30年の改定以降、他の経済指標と同様に、5年に1度、西暦年の末尾が0及び5の年に行っている¹。

また、消費者物価指数は、我が国の重要な経済指標の一つであることから、より一層の精度向上が常に要請されているところであり、今回の改定は、特に情報化の進展等による新たな財・サービスの出現及び拡大、規制改革に伴う価格の多様化など、物価を取り巻く経済情勢が大きく変化している中で行うものであることにかんがみ、これらの経済情勢の変化や要請をできる限りの確に指数に反映させるため、基準時及びウエイトの改定、品目の追加及び整理統合を行うほか、指数の精度向上等の観点から所要の改正を行う。

2 主な改定内容

(1) 指数の基準時及びウエイトの参照年次の改定

指数の基準時及びウエイトの参照年次を、それぞれ平成12年から平成17年に改める。

(2) 品目の追加及び整理統合

指数計算に採用する品目は、近年の情報化の進展、規制改革、経済のサービス化等に伴う消費構造の変化をよりの確に反映させるため、家計消費支出上で重要度が高まった品目など34品目を追加し、重要度が低くなった品目など48品目を整理統合する。

この結果、平成17年基準指数に用いる品目数は、584品目となる。

< 追加品目の選定基準 >

新たな財・サービスの出現及び普及、嗜好の変化等消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

< 整理統合品目の選定基準 >

消費構造の変化等に伴い、代表性が失われてきている品目
他の類似品目と価格の動きが似ており、類似品目でその品目の価格変動を代表し得ると考えられる品目

¹ 昭和56年3月20日統計審議会の答申では、消費者物価指数やその他各種の経済指数について「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする」とされている。

追加品目及び整理統合品目は別表のとおりである。

なお、基準改定の後に、急速に普及し一定のウエイトを占めるに至った新たな財・サービスについては、これらの価格変動を迅速に指数に取り込むため、次の基準改定（平成22年）を待たずに品目の見直しを行うこととする。（中間年における見直し）

（３）ウエイトの改定

平成17年基準の消費者物価指数の計算に用いるウエイトは、家計調査（農林漁家世帯を含む二人以上の世帯）の平成17年平均1か月1世帯当たりの品目別消費支出金額により作成する。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、これらについては平成17年の品目別消費支出金額のほか、16年及び17年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウエイトを作成する。

こづかい、つきあい費等については、平成16年全国消費実態調査における「個人消費支出」の結果を用いて当該品目に配分する。また、持家の帰属家賃のウエイトは、同調査の「持家の帰属家賃」を用いて作成する。

（４）価格調査の見直し

消費者物価指数は、主に小売物価統計調査から得られた価格を基に作成している。規制改革による価格の多様化、購買行動の変化など物価に関する変化をよりの確に反映した指数を作成するため、平成17年基準改定に向け、小売物価統計調査の調査者や調査地域等の改正を行うとともに、季節的な出回りの変化に対応して、一部の季節品目について調査期間を変更する。

なお、小売物価統計調査では、品目の価格変動を代表する一定の銘柄（基本銘柄）について、毎年2回の定期的に見直しに加え、必要に応じて改正を行うとともに、製造中止や新製品の登場など市場の急速な変化に対しては、調査市町村における出回りに応じて基本銘柄とは別の銘柄（市町村銘柄）を暫時設定するか、定期的な改正時期以外でも基本銘柄を改正するなどして、迅速な対応を図る。調査店舗については、品目ごとに各価格調査地区内で最も販売量の多い店舗を「代表的な店舗」として選定しており、「代表的な店舗」は随時見直しを行う。

また、価格調査地区については、消費者の購買行動の変化に対し、より一層的確に対応し、郊外型店舗などが調査できるよう、その設定方法などについて見直しを進める。

（５）モデル式による指数作成方法の改定

航空運賃や電気代、移動電話通信料などの一部の品目については、料金体系が多様で価格も一様でないため、これらの価格変動を的確に指数に反映させることを目的として、小売物価統計調査による価格のほか業務統計などの資料を用いた所定のモデル式により月々の指数を算出している。

これらのモデル式については、規制改革により料金制度や価格体系が一層多様化する中で、価格変化の実態をより正確に指数に反映させる必要があることから、モデル式に用いるウエイトや係数を改定するほか所要の改正を行う。

また、平成17年基準追加品目のうち、サプリメントについては、通信販売での利

用が多いことから、小売物価統計調査による店頭販売価格とホームページ等で確認する通信販売価格を合成した指数を作成する。このほか、傷害保険料などもモデル式により指数を作成することとし、この結果、平成17年基準においてモデル式を用いる品目数は、59品目となる。

(6) POS情報による指数作成

パソコン及びデジタルカメラについては、品質向上が著しく製品サイクルが極めて短いため、小売物価統計調査の価格取集方法では同品質の製品を継続的に調査することが困難であることから、全国の主要な家電量販店で販売された全製品のPOS情報による価格、販売数量及び製品特性を用いて、ヘドニック法により指数を作成している。これらについては、検証の結果、従来と同様にヘドニック法により指数を作成する。

(7) 品質調整

消費者物価指数は、同一の品質の財・サービスの価格動向を提供する必要があることから、調査する品目の銘柄が変更された場合は品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する。

品質調整については、調査する銘柄が変更になった都度、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプション・コスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの中から適切な方法を適用する。

(8) 作成・公表系列及び分類項目の拡充

家計の消費構造の変化をより迅速に指数に反映させるため、毎年ウエイトを更新して指数を計算する「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数」について参考指数として年平均指数を昭和50年基準から作成・公表しているが、これの月次指数を毎月作成・公表する。

また、家計調査の単身世帯と二人以上の世帯を合わせた総世帯のウエイトを用いた「総世帯指数」については、参考指数として年平均指数を平成12年基準から作成・公表しているが、これの月次指数を毎月作成・公表する。

さらに、新たな分類項目（別掲項目）として、「情報通信関係費」、「エネルギー」などを追加する。

3 平成17年基準指数への切替え時期及び公表

平成17年基準指数への切替えは、平成18年8月の公表日とし、平成18年8月分（全国7月分、東京都区部8月中旬速報値）のほか、平成17年1月以降の遡及結果を同時に公表する。

4 指数の分類及び作成・公表系列

- (1) 基本分類指数（全国，都市階級，地方，大都市圏及び都道府県庁所在市・北九州市・川崎市）
 - 総合，10大費目，中分類，品目及び別掲項目
〔「情報通信関係費」，「エネルギー」などを追加〕
- (2) 財・サービス分類指数（全国，東京都区部）
 - 財・サービス分類及び別掲項目
- (3) 世帯属性別指数（全国）
 - ア 勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯指数（中分類）
.....月別及び年平均
 - イ 世帯主の年齢階級・世帯主の職業・住居の所有関係別指数（10大費目）
.....年平均
- (4) 品目特性別指数（全国）
 - ア 基礎的・選択的支出項目別指数.....月別及び年平均
 - イ 品目の年間購入頻度階級別指数.....月別及び年平均
- (5) 季節調整済指数（全国，東京都区部）
 - 基本分類：総合，生鮮食品を除く総合，持家の帰属家賃を除く総合，
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
 - 財・サービス分類：財，半耐久消費財，生鮮食品を除く財
- (6) 参考指数
 - ア ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数（全国，東京都区部）
.....月別及び年平均〔月別を追加〕
 - イ 中間年バスケット方式による消費者物価指数（全国，東京都区部）.....年平均
 - ウ 総世帯指数（全国）.....月別及び年平均〔月別を追加〕

5 新・旧指数の接続

指数の時系列比較が可能となるように，新・旧指数の接続を行う。

新・旧指数の接続は，各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数で除することにより行う。接続処理は項目ごとにそれぞれ独立に行い，接続した指数による上位類指数の再計算は行わない。変化率（前月比，前年同月比，前年比及び前年度比）については，接続した指数により再計算せず，各基準において公表した値をそのまま用いることとし，各基準の基準年の1月の前月比，1月から12月の前年同月比，前年比及び前年度比についても，旧基準の指数によって計算したものをを用いる。

なお，平成12年を基準年とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため，平成12年基準指数は平成18年12月まで作成・公表し，その後は，平成17年基準指数に平成12年基準の平成17年平均指数を乗じて求めた指数（「平成12年基準換算指数」全国及び東京都区部，中分類）を平成23年7月まで作成・公表する。

(別表)

平成17年基準指数追加及び整理統合品目一覧(案)

10大費目	中分類	追加品目	整理統合品目
食料	穀類	カレーパン	指定標準米
	肉類		牛肉(肩肉)
	野菜・海藻	ひじき	
	果物		果物缶詰(もも) ¹
	油脂・調味料	中華合わせ調味料	
	調理食品	弁当(すし) 調理パスタ 冷凍調理ハンバーグ	
	飲料		緑茶(番茶) ²
	酒類	チューハイ	清酒A ³ 清酒B ³ ビール(輸入品) ⁴ ウイスキー(輸入品) ⁵ ウイスキーA ⁵ ウイスキーC ⁵
	外食	すし(回転ずし) 焼肉 ドーナツ	のり巻き
住居	設備修繕・維持	システムキッチン 錠	
家具・家事用品	家庭用耐久財		ガス湯沸器 ミシン 電気ごたつ 洋服だんす 座卓
	室内装備品		上敷ござ
	家事雑貨		なべ(輸入品) ⁶
	家事用消耗品	ポリ袋 キッチンペーパー	
被服及び履物	洋服		婦人スーツ(合物) ⁷ 婦人スーツ(ニット) ⁷ ワンピース(冬物) ⁸ スカート(合物) ⁹
	シャツ・セーター類		子供セーター
	下着類		男子シャツ(長袖) ¹⁰ 男子ズボン下
	生地・糸類		婦人服地 背広服地 毛糸
	他の被服		ネクタイ(輸入品) ¹¹ 男子靴下(冬物) ¹² 子供タイツ
	被服関連サービス		仕立代

10大費目	中分類	追加品目	整理統合品目
保健医療	医薬品・健康保持用 摂取品	鼻炎薬 サプリメント	口中剤
交通・通信	自動車等関係費	自動車バッテリー カーナビゲーション	ガソリン（プレミアム） ¹³ 自動車整備費（マフラー交換）
	通信	移動電話機	
教育	授業料等	専門学校授業料	
	補習教育	補習教育（小学校） 補習教育（高校・予備校）	
教養娯楽	教養娯楽用耐久財	テレビ（薄型） DVDレコーダー	ビデオテープレコーダー ワープロ 電子オルガン
	教養娯楽用品	録画用DVD DVDソフト プリンタ用インク	鉛筆 テニスラケット（輸入品） ¹⁴ ビデオテープ
	教養娯楽サービス	月謝（ダンス） 放送受信料（ケーブル） フィットネスクラブ使用料	月謝（洋裁） マージャン遊技料
諸雑費	理美容サービス	温泉・銭湯入浴料 エステティック料金	入浴料（大人） 入浴料（中人） 入浴料（小人）
	理美容用品	ボディーソープ	電気かみそり（輸入品） ¹⁵
	身の回り用品		腕時計（輸入品） ¹⁶
	他の諸雑費	傷害保険料	
計		34	48

- 1 果物缶詰 2 品目を 1 品目に統合
- 2 緑茶 2 品目を 1 品目に統合
- 3 清酒 3 品目を 1 品目に統合
- 4 ビール 2 品目を 1 品目に統合
- 5 ウイスキー 4 品目を 1 品目に統合
- 6 なべ 2 品目を 1 品目に統合
- 7 シーズンを春夏物と秋冬物に整理し、婦人スーツ 4 品目を 2 品目に統合
- 8 シーズンを春夏物と秋冬物に整理し、ワンピース 3 品目を 2 品目に統合
- 9 シーズンを春夏物と秋冬物に整理し、スカート 3 品目を 2 品目に統合
- 10 男子シャツ 2 品目を 1 品目に統合
- 11 ネクタイ 2 品目を 1 品目に統合
- 12 男子靴下 2 品目を 1 品目に統合
- 13 ガソリン 2 品目を 1 品目に統合
- 14 テニスラケット 2 品目を 1 品目に統合
- 15 電気かみそり 2 品目を 1 品目に統合
- 16 腕時計 2 品目を 1 品目に統合

注) 輸入品は、平成 2 年基準及び平成 7 年基準において、貿易自由化の拡大に伴い輸入品の価格動向把握の重要性が高まってきたため、輸入寡占の品目、価格体系が比較的独立な品目などについて追加してきたところであるが、社会・経済情勢も変化したことを受け、国産品と価格の動きが大きく異なるものなどを除き、国産品と整理統合することとした。また、衣料品などの季節品目については、出回りの変化に対応し、シーズンを 3 区分から 2 区分に見直し、整理統合することとした。